セカンドオピニオンサービス契約書

税理士法人アカウンタックス（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　 　（以下「乙」という。）とは、甲が提供する「セカンドオピニオンサービス」に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（委託業務の範囲）

１　乙は、甲に対し、以下の業務（以下、「本件委託業務」という。）を委託し、甲はこれを受託する。

⑴　会社法、会計基準、税法、納税に関する相談対応（弁護士法72条1項により禁止されるおそれのあるものを除く。）

⑵　納税・申告に関する提案（乙の求めがある場合に限る。当該提案をするにあたって必要な計算書類等の作成は乙が実施することとする。）

⑶　前各号の業務に付随する業務

２　本件委託業務は、セカンドオピニオンサービスであることに鑑み、乙の会計帳簿、決算書類、税務申告資料その他会計・税務関連資料など（以下「資料等」という。）、乙の提供する資料等の過誤を調査及び発見することは含まないことを確認する。

３　相談の受付、対応は甲の営業時間内（土日祝祭日を除く、平日午前9時から午後6時）に限る。また、相談対応は、来社、電話、メール、ビデオ会議にて実施する。

第２条　（報酬額及び支払方法）

１　乙は甲に対し、本件委託業務の対価として、月額5万円（税抜）を支払う。

２　乙は甲に対し、前項の報酬のほか、甲の納税・申告に関する提案（乙が書面による報告を要しないと判断したものを除く。）に関して次の計算式で計算する報酬を甲に支払う。

|  |
| --- |
| 報酬（税抜）＝基本報酬（30万円）＋変動報酬（見込納税・申告に関する額の５％）  ※ただし、報酬（税抜）の下限は30万円、上限は200万円とする。  ※見込納税・申告に関する額は、実際に納税額の減少があったか否か等にかかわらず、甲の試算に基づき算定する。 |

３　本件委託業務のうち、税額の計算を伴う質問等、即答できない質問については、乙は、別途甲の定める報酬を支払う。甲は、別途報酬が発生する場合には、事前にその旨を乙に説明する。

別報酬計算の目安：調査対応1時間当たり3万円（税抜）

４　第１項の報酬は月単位で算定するもの（１カ月に満たない期間の日割計算は行わない）とし、乙は、契約初月の末日に２か月分（当月分及び翌月分）を支払い、その後は、毎月末日に翌月分の報酬を支払う。

５　第２項及び第３項の報酬は、甲が月末締めで請求を行い、これを翌月末までに支払うものとする。

６　第１項から第３項の報酬に関し、振込手数料等支払いに要する費用は乙の負担とする。

第３条（担当者の指名）

乙が甲に本委託業務に関する相談をする場合、乙の代表者又は乙が予め指名して甲に通知した担当者（１名に限る。）のみ相談ができるものとする。

第４条（契約者情報の変更）

乙は、乙の名称・氏名、住所、代表者に関する情報に変更が生じた場合は、すみやかに甲に届け出をしなければならない。

第５条（禁止事項）

乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

⑴　甲に事実と反する情報を提供すること。

⑵　本サービスを通じて甲から提供された情報を甲の承諾なく第三者に公開すること。

⑶　法令に違反すること

⑷　その他本契約に違反すること

第６条（契約の解除）

１　甲は、乙が次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　第５条各号のいずれかに該当すると甲が判断したとき。

⑵　第２条第１項から第３項に定める報酬の支払につき遅延または不履行があったとき。

⑶　本契約に関して虚偽の事項を申告したことが判明したとき。

⑷　本契約に違反する行為で、甲の業務の遂行に支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をしたとき。

⑸　監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき

⑹　支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

⑺　第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

⑻　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

⑼　解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

⑽　資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき

⑾　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　甲が前項の規定により契約を解除した場合、既に支払われた報酬は一切返却しない。また、乙は、解除の日までに生じた報酬、その他本契約に関して支払うべき全ての金額を、直ちに甲に支払うものとする。

第７条（契約期間）

１　本契約の有効期間は、契約締結日より２年とする。ただし、期間満了時までに、甲又は乙の申出（乙の申出は、第2項又は第3項に従ったものに限る。）がない限り、同内容にて自動的に更新されたものとみなす。

２　乙は、本契約締結日から12ヶ月以内に解約する場合、12カ月までの残りの期間の報酬相当額を支払うことで本契約を解約することができる。

３　乙は、本契約締結日から13ヶ月目以降は、解約予定日の30日前までに書面により甲に通知することで、いつでも本契約を解約することができる。

第８条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本契約及び本件委託業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行及び本件委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

２　前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

⑴　公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

⑵　第三者から適法に取得した事実

⑶　開示の時点ですでに保有していた事実

⑷　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第１０条（免責）

１　甲は、甲の故意又は重大な過失により乙に重大な損害を与えた場合に限り、報酬の減額・返金を行う。減額・返金の可否及び金額は乙の請求により甲が判断するものとし、金額については、乙の請求時を基準とした直近1年間の報酬の合計額を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、甲の納税・申告に関する提案に基づいて行う乙による商品又は役務の購入・利用等については、乙自身の判断・責任により行うものとし、それにより乙に損害が生じた場合であっても、甲は一切責任負わないものとする。

３　乙が甲の本件委託業務の遂行により得た情報等の特定の目的への適合性について、甲は一切保証責任を負わない。また、前項による場合を除き、乙は甲に対し損害賠償その他の請求をすることはできない。

第１１条（管轄裁判所）

本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。ただし、本契約が電子署名および認証業務に関する法律（略称：電子署名法）に従って作成された電子契約である場合は、甲乙は契約書の保管に代えて、各自確実に本契約の電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 東京都千代田区平河町二丁目１１番２号

税理士法人アカウンタックス

代表社員

乙 住所　　：

名称　　：

代表者名：

電話番号：